

先月末の本校配当予算執行状況		
消耗品費残額		円
支出率		%
コピー使用状況		
令和6年10月	枚	円
令和5年10月	枚	円

## 人事委員会勧告のポイント

10月17日に、埼玉県人事委員会から「職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告概要」が出されました。この勧告に基づき、県議会及び県知事等において必要な措置が取られた場合、給与の改定が行われます。

### 本年の給与改定

#### (1) 月例給：引上げ改定（令和6年4月から実施）

- 若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引上げ

民間との比較	民間給与	職員給与	較差 (%)
	389,700円	379,111円	10,589円 (2.79%)

#### (2) 特別給（ボーナス）：引上げ改定（令和6年12月から実施）

- 民間の年間支給割合に見合うように、職員の年間支給月数を引上げ（年間4.50月→4.60月、引上げ分は期末手当・勤勉手当に均等に配分）

※+0. 10月分は次のように反映されます。

		6月期	12月期
令和6年度	期末手当	1.225月（支給済み）	1.275月（現行1.225月）
	勤勉手当	1.025月（支給済み）	1.075月（現行1.025月）
令和7年度以降	期末手当	1.25月	1.25月
	勤勉手当	1.05月	1.05月



### 健康保険証の新規発行終了 マイナ保険証に移行されていきます



令和6年12月2日をもって、健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証（マイナンバーカードを健康保険証として利用する登録をしたもの）を基本とする仕組みに移行されます。

<健康保険証の新規発行終了に関する情報（令和6年9月30日現在）>

- ①令和6年12月2日をもって、現在の健康保険証の新規発行終了。
- ②経過措置として、令和6年12月1日までの発行で有効な組合員証は、最長1年間（令和7年12月1日まで）健康保険証として使用可能。
- ③マイナ保険証非保有者が引き続き医療を受けられるよう、最長5年の期限が定まった「資格確認証」という証明証の交付制度が予定されている。

これに伴い、共済組合から送付されてきた「資格情報のお知らせ（加入者情報）」を、配付させていただきました。このお知らせは、マイナ保険証と合わせて使用する場面（マイナ保険証非対応の医療機関等で提示を求められるなど）があるため、大切に保管をしてください。なお、紛失等により再交付が必要な場合は、ご本人から公立学校共済組合埼玉支部資格管理担当に連絡をしてください。

★マイナンバーカード申請及び受取手続は、職専免の対象ですので、合わせてご活用ください。（郵送及びオンライン申請は対象外）



## 備品を借りたい時は…?



授業や行事の際、この備品を使いたいのに、うちの学校にはない！隣の学校から借りよう！という時、ありますよね。すぐ近くの学校だし、貸し借りの約束は電話で済ませちゃおう！なんて考えてはいませんか？備品を借りる時は、管理職や事務職員に伝え、備品貸借申請書を使用します。ひと手間ではありますが、手順に沿った備品貸借をしましょう。

申請書は、決裁を受けて職印を捺してもらうことが必要だよ♪

